

## 「子ども・子育て会議」「のべおか子ども・子育て支援計画」等について

### 1. 「子ども・子育て会議」

子ども・子育て支援法第77条第1項や、延岡市子ども・子育て会議条例の規定に基づき、設置された市の諮問機関。

子ども・子育て支援に関わる施策の計画を策定し、実施する際には、保護者や関係者の意見を反映させる場として平成25年に設置されたもの。

#### (1) 主な所掌事務

○子ども・子育て支援法（第77条）

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定
- ② 市の子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするとき
- ③ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議

#### (2) 組織・任期

○延岡市子ども・子育て会議条例（第3条・第4条）

・委員は、25人以内で組織し、市長が委嘱又は任命する。

（有識者、関係団体の代表者、子ども・子育て支援事業従事者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者）

・委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### 2. 「第2期のべおか子ども・子育て支援計画」

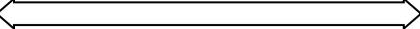
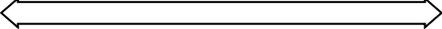
子ども・子育て支援法第61条に基づく「延岡市第2期子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「延岡市第3期次世代育成支援行動計画」（母子保健計画を含む）を包括した計画で、令和2年に子ども・子育て会議の審議を経て策定した。

【基本理念】 「みんなではぐくむ地域の宝こどもの笑顔があふれるまちのべおか」

【基本目標】

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 子育て支援の環境づくりの推進
- (3) 仕事と家庭生活の両立の推進
- (4) 子どもや母親の健やかな成長への支援
- (5) 安心して子育てできる環境づくり
- (6) 要保護児童対策と家庭への支援
- (7) 相談しやすい環境づくり

【計画期間】 令和2年度～令和6年度の5年間

H17～H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
延岡市次世代育成支援行動計画 (延岡市母子保健計画含む)										
	<b>のべおか子ども・子育て支援計画</b> ・延岡市子ども・子育て支援事業計画 ・延岡市第2期次世代育成支援行動計画 (延岡市母子保健計画を含む)					<b>第2期のべおか子ども・子育て支援計画</b> ・第2期延岡市子ども・子育て支援事業計画 ・延岡市第3期次世代育成支援行動計画 (延岡市母子保健計画を含む)				

### 3. 「第 2 期延岡市子ども・子育て支援事業計画」

子ども・子育て支援法第 6 1 条に基づき、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等（保育園等の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数や、提供体制を確保するための内容や時期 等）に関する計画を定めたもの。

本計画を策定・変更する際は、子ども・子育て支援法第 6 1 条第 7 項に基づき子ども・子育て会議に意見を求めるよう定められている。

#### 【第 2 期延岡市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて】

国の指針（平成 2 6 年内閣府告示）※において、計画期間の中間年を目安として、下記の内容については、「実績値」と「量の見込み」に乖離が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。

①特定教育・保育施設の量の見込みと確保方策：

実績値と量の見込みを比較して10%以上の変動があった場合

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保方策：

実績値と量の見込みが大幅に乖離している場合（任意事項）

今年度は、5 か年計画の中間年にあたるため、該当する項目について、国の指針に基づき中間見直しを行う。

※国の指針：「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

### 4. 「延岡市第 3 期次世代育成支援行動計画」

次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく本計画は、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備のための市が講ずる施策について、「のべおか子ども・子育て支援計画」に掲げた 7 つの基本目標に基づき、関連する事業の進捗について、公表するよう努めることになっており、この子ども・子育て会議の場で報告している。

#### （母子保健計画）

本計画は、国の通知※に基づき、地域の母子の健康や生活向上を図るための体制確立に向けて、効果的な母子保健施策を推進することを目的として、平成 9 年度に策定された。

平成 1 7 年度以降は、「市町村の次世代育成支援行動計画の一部として組み込むことが適当。」との国の通知を受け、本計画を「延岡市次世代育成支援行動計画」に包括している。

※国の通知：「母子保健計画の策定について」

（平成 8 年 5 月 1 日児母第 2 0 号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）